

6. 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の 取扱いについて

**(平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生
労働省社会・援護局保護課長通知)【改正
案】**

○「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」
 (平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

改正後	現行
<p>社援保発 0723 第 1 号 平成 24 年 7 月 23 日</p> <p>都道府県 各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿 中核市</p> <p>厚生労働省社会・援護局保護課長</p> <p>生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて</p> <p>生活保護行政の推進については、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>生活保護制度は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 4 条に基づき、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としていますが、急迫の場合や資力はあるものの直ちに活用できない事情がある場合は適用され得るものです。</p> <p>ただし、資力があることを確認した際は、資力の発生時期に遡って法第 63 条に基づく費用返還を当該被保護者に対して求めることとさせていただきます。</p> <p>また、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者、又は受けさせた者に対しては法第 78 条に基づく費用徴収を行うこととさせていただきます。</p> <p>本制度は、支援が必要な人に確実に保護を実施する必要があると同様に、不正事案については、全額公費によってその財源が賅われてい</p>	<p>社援保発 0723 第 1 号 平成 24 年 7 月 23 日</p> <p>都道府県 各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿 中核市</p> <p>厚生労働省社会・援護局保護課長</p> <p>生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて</p> <p>生活保護行政の推進については、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>生活保護制度は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 4 条に基づき、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としていますが、急迫の場合や資力はあるものの直ちに活用できない事情がある場合は適用され得るものです。</p> <p>ただし、資力があることを確認した際は、資力の発生時期に遡って法第 63 条に基づく費用返還を当該被保護者に対して求めることとさせていただきます。</p> <p>また、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者、又は受けさせた者に対しては法第 78 条に基づく費用徴収を行うこととさせていただきます。</p> <p>本制度は、支援が必要な人に確実に保護を実施する必要があると同様に、不正事案については、全額公費によってその財源が賅われてい</p>

ることに鑑みれば制度に対する国民の信頼を揺るがす極めて深刻な問題であるため、厳正な対処が必要です。

また、平成 23 年度の会計検査院実地検査の結果、費用返還及び費用徴収の取扱いについて、一部の実施機関において本来であれば法第 78 条を適用し費用徴収すべきものに対し、法第 63 条を適用し費用返還を求めている事案や返還金等の額の算定が適切に行われていなかったものなど不適切な事案が見受けられ、是正改善を行うべきとの指摘を受けているところ です。

このため、保護費及び就労自立給付金の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについては、下記の事項に留意の上、適正かつ厳格な処理に当たられるよう管内保護の実施機関に対し周知徹底いただくようお願いいたします。

記

- 1 (略)
- 2 法第 78 条に基づく費用徴収決定について

法第 63 条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のため活用できない事情にある要保護者に対して保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図るために、当該被保護者に返還を求め、当該被保護者の作為又は不作為により保護の実施機関が錯誤に陥ったため扶助費の不当な支給が行われた場合に適用される条項ではない。

被保護者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で、保護の実施機関への届出又は申告をすみやかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められたような収入があったことの実施機関及び被保護者が予想しなかったような収入があったことが事後になって判明したとき等は法第 63 条の適用が妥当であるが、法第 78 条の条項を適用する際の基準は次に掲げるものと

ることに鑑みれば制度に対する国民の信頼を揺るがす極めて深刻な問題であるため、厳正な対処が必要です。

また、平成 23 年度の会計検査院実地検査の結果、費用返還及び費用徴収の取扱いについて、一部の実施機関において本来であれば法第 78 条を適用し費用徴収すべきものに対し、法第 63 条を適用し費用返還を求めている事案や返還金等の額の算定が適切に行われていなかったものなど不適切な事案が見受けられ、是正改善を行うべきとの指摘を受けているところ です。

このため、保護費及び就労自立給付金の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについては、下記の事項に留意の上、適正かつ厳格な処理に当たられるよう管内保護の実施機関に対し周知徹底いただくようお願いいたします。

記

- 1 (略)
- 2 法第 78 条に基づく費用徴収決定について

法第 63 条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のため活用できない事情にある要保護者に対して保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図るために、当該被保護者に返還を求め、当該被保護者の作為又は不作為により保護の実施機関が錯誤に陥ったため扶助費の不当な支給が行われた場合に適用される条項ではない。

被保護者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で、保護の実施機関への届出又は申告をすみやかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められたような収入があったことの実施機関及び被保護者が予想しなかったような収入があったことが事後になって判明したとき等は法第 63 条の適用が妥当であるが、法第 78 条の条項を適用する際の基準は次に掲げるものと

<p>し、当該基準に該当すると判断される場合は、法第78条に基づく費用徴収決定をすみやかに行うこと。</p> <p>① 保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき</p> <p>② 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき</p> <p>③ 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき</p> <p>④ 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき</p> <p>(1) 届出又は申告の徹底について</p> <p>保護の実施機関が被保護世帯に対して行った収入申告書の届出義務等に関する説明が不十分であり、又は説明を行ったとしても、ケース記録等に記録せず、説明を行ったことを挙証する資料がないなどの理由により、本来、法第78条を適用すべき事案にもかかわらず、法第63条を適用しているという不適切な実態が一部自治体にあることが指摘されているところである。</p> <p>そのため、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号本職通知）Iの2に基づき、届出が必要な資産及び収入の種類を具体的に列挙した届出義務についての「福祉事務所長名の通知」や「保護のしおり」等を、保護開始時及び継続ケースについては、少なくとも年1回以上、世帯主及び世帯員等に配布等の方法により、届出義務の内容を十分説明しておくよう徹底を図りたい。</p>	<p>し、当該基準に該当すると判断される場合は、法第78条に基づく費用徴収決定をすみやかに行うこと。</p> <p>① 保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき</p> <p>② 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき</p> <p>③ 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき</p> <p>④ 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき</p> <p>(1) 届出又は申告の徹底について</p> <p>保護の実施機関が被保護世帯に対して行った収入申告書の届出義務等に関する説明が不十分であり、又は説明を行ったとしても、ケース記録等に記録せず、説明を行ったことを挙証する資料がないなどの理由により、本来、法第78条を適用すべき事案にもかかわらず、法第63条を適用しているという不適切な実態が一部自治体にあることが指摘されているところである。</p> <p>そのため、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号本職通知）Iの2に基づき、届出が必要な資産及び収入の種類を具体的に列挙した届出義務についての「福祉事務所長名の通知」や「保護のしおり」等を、保護開始時及び継続ケースについては、少なくとも年1回以上、世帯主及び世帯員等に配布等の方法により、届出義務の内容を十分説明しておくよう徹底を図りたい。</p>
--	--

法第78条の適用に当たって最も留意すべき点は、被保護者等に不当又は不正に受給しようとする意思があったことについての立証の可否であり、立証を困難にしているもの原因は、被保護世帯に対する収入申告の義務についての説明が保護の実施機関によって十分になされていない、あるいは説明を行ったとしても当該被保護世帯が理解したことについて、事後になってケース記録等によっても確認できないといったこと等にあると考えられる。

このような事態を未然に防止し、法第78条の適用を厳格に実施するためにも、収入申告の義務の説明をしたこと及びその内容を理解していることを、保護の実施機関と被保護世帯との間で明確にする必要がある。

よって、別添2の様式を用いて、保護の実施機関が当該被保護世帯に対し、収入申告の必要性及び義務について説明を行ったことや当該被保護者がその説明（収入に変動があった場合、すみやかに保護の実施機関に申告することや、申告等を怠った場合は、法第78条の適用を受け、全額費用徴収されること等）を理解したことを保護の実施機関と被保護世帯とで共有し明確にすること。

(2) 収入申告を求めめる際の留意点

課税調査によって被保護世帯の収入が判明した事実のうち、その収入が当該被保護世帯の世帯主以外の者（未成年）の就労収入であるという場合には、一律に法第63条を適用しているという不適切な実態が一部自治体にあることが指摘されているところである。

未成年である世帯員についても、稼働年齢層であれば当然に保護の実施機関に対し申告の義務はあるので、申告を怠ってい

法第78条の適用に当たって最も留意すべき点は、被保護者等に不当又は不正に受給しようとする意思があったことについての立証の可否であり、立証を困難にしているもの原因は、被保護世帯に対する収入申告の義務についての説明が保護の実施機関によって十分になされていない、あるいは説明を行ったとしても当該被保護世帯が理解したことについて、事後になってケース記録等によっても確認できないといったこと等にあると考えられる。

このような事態を未然に防止し、法第78条の適用を厳格に実施するためにも、収入申告の義務の説明をしたこと及びその内容を理解していることを、保護の実施機関と被保護世帯との間で明確にする必要がある。

よって、別添2の様式を用いて、保護の実施機関が当該被保護世帯に対し、収入申告の必要性及び義務について説明を行ったことや当該被保護者がその説明（収入に変動があった場合、すみやかに保護の実施機関に申告することや、申告等を怠った場合は、法第78条の適用を受け、全額費用徴収されること等）を理解したことを保護の実施機関と被保護世帯とで共有し明確にすること。

(2) 収入申告を求めめる際の留意点

課税調査によって被保護世帯の収入が判明した事実のうち、その収入が当該被保護世帯の世帯主以外の者（未成年）の就労収入であるという場合には、一律に法第63条を適用しているという不適切な実態が一部自治体にあることが指摘されているところである。

未成年である世帯員についても、稼働年齢層であれば当然に保護の実施機関に対し申告の義務はあるので、申告を怠ってい

れば原則として法第78条の適用とすべきである。

また、世帯主が世帯員の就労について関知していなかった、就労していた世帯員本人も申告の義務を承知していなかった、保護の実施機関も保護開始時にのみ収入申告書の提出の義務を説明しただけであり、当該被保護世帯の子が高校生になった際に就労収入の申告の義務について説明を怠っていた等の理由により、法第63条を適用せざるを得ないという判断がなされている実態が見受けられる。

そのため、別添2の様式によって、収入申告の義務について説明を行う際、世帯主以外に稼働年齢層の世帯員（高校生等未成年を含む）がいる世帯については、当該世帯員本人の自書による署名等の記載を求めること。この際、別葉とするか同一様式内に世帯員の署名欄等を設けるかは自治体の判断で対応されたい。

さらに、保護開始世帯については、世帯主及び稼働年齢層の世帯員に対し収入申告の義務について開始時に説明することとし、既に受給中の世帯については稼働年齢層の者がいる世帯への訪問時等に改めて収入申告の義務について説明するとともに、別添2の様式を活用されたい。その際、基礎控除等の勤労控除及び高等学校等就学者における就労や早期の保護脱却に資する経費等の収入認定除外についても説明すること。

なお、世帯主及び世帯員の病状や当該被保護世帯の家庭環境その他の事情により、世帯主や世帯員において収入申告義務についての理解又は了知が極めて困難であり、結果として適正に収入申告がなされなかったことについてやむを得ない場合があることも考えられるところである。よって、別添2の様式が提出され、かつ、提出された収入申告書と課税調査等の結果が相違している状況であっても、不正受給の意思の有無の確認に当

れば原則として法第78条の適用とすべきである。

また、世帯主が世帯員の就労について関知していなかった、就労していた世帯員本人も申告の義務を承知していなかった、保護の実施機関も保護開始時にのみ収入申告書の提出の義務を説明しただけであり、当該被保護世帯の子が高校生になった際に就労収入の申告の義務について説明を怠っていた等の理由により、法第63条を適用せざるを得ないという判断がなされている実態が見受けられる。

そのため、別添2の様式によって、収入申告の義務について説明を行う際、世帯主以外に稼働年齢層の世帯員（高校生等未成年を含む）がいる世帯については、当該世帯員本人の自書による署名等の記載を求めること。この際、別葉とするか同一様式内に世帯員の署名欄等を設けるかは自治体の判断で対応されたい。

なお、保護開始世帯については、世帯主及び稼働年齢層の世帯員に対し収入申告の義務について開始時に説明することとし、既に受給中の世帯については稼働年齢層の者がいる世帯への訪問時等に改めて収入申告の義務について説明するとともに、別添2の様式を活用されたい。その際、基礎控除等の勤労控除及び高等学校等就学者における就労や早期の保護脱却に資する経費等の収入認定除外についても説明すること。

たつては、世帯主及び世帯員の病状や当該被保護世帯の家庭環境等も考慮することとし、法第78条に基づき費用徴収を適用するか、法第63条に基づき費用返還を適用するかを決定されたい。また、このような場合において法第63条に基づき費用返還を適用する際は、同時に、世帯主及び世帯員の全員に対して改めて収入申告義務について丁寧に説明し、必要時応じて指導指示を行うとともに、特に収入申告義務の了知が極めて困難な場合に法第63条に基づき費用返還を適用した場合にあっては、同時に当該収入を得た者に対して直接収入申告義務について説明し、以降、適正に収入申告がなされなかった場合は法第78条に基づき費用徴収を適用すること。

3～5 (略)

3～5 (略)

7. 生活保護法による介護扶助の運営要領について

(平成 12 年 3 月 31 日社援第 825 号厚生省社会援護局長通知)【改正案】

改正後

改正前

介護扶助運営要領

- 第1～第4 (略)
- 第5 介護扶助実施方式
1 (略)
- 2 介護扶助の決定
(1)～(2) (略)
- (3) 本人支払額の決定
ア (略)

イ 世帯で介護扶助と医療扶助を併せて受給する場合の本人支払額は、当該世帯が介護保険の被保険者である場合には、居宅介護等は月額1万5000円、施設介護は月額1万5000円及び施設入所日数に日額300円を乗じて得た額の合計額を上限として、また、介護保険の被保険者以外の世帯である場合には、介護費の全額を上限として、まず介護費に充当し、当該上限額を超える額について医療扶助運営要領第3の2の(2)に定めるところにより医療費に充当すること。

ただし、介護扶助と併用で、事業の左欄に掲げる介護保険優先の公費負担医療等が適用となる者については、上記の上限額とその公費負担医療等の負担分を除いた自己負担額のうちいづれか低い額を上限額とすること。

介護扶助運営要領

- 第1～第4 (略)
- 第5 介護扶助実施方式
1 (略)
- 2 介護扶助の決定
(1)～(2) (略)
- (3) 本人支払額の決定
ア (略)

イ 世帯で介護扶助と医療扶助を併せて受給する場合の本人支払額は、当該世帯が介護保険の被保険者である場合には、居宅介護等は月額1万5000円、施設介護は月額1万5000円及び施設入所日数に日額300円を乗じて得た額の合計額を上限として、また、介護保険の被保険者以外の世帯である場合には、介護費の全額を上限として、まず介護費に充当し、当該上限額を超える額について医療扶助運営要領第3の2の(2)に定めるところにより医療費に充当すること。

ただし、介護扶助と併用で、事業の左欄に掲げる介護保険優先の公費負担医療等が適用となる者については、上記の上限額とその公費負担医療等の負担分を除いた自己負担額のうちいづれか低い額を上限額とすること。

公費負担医療等	対象サービス	負担割合
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(精神通院医療)	訪問看護、介護予防訪問看護	100%
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(更生医療)	訪問看護、医療機関による訪問リハビリテーション、医療機関による通所リハビリテーション、介護予防訪問看護、医療機関による介護予防訪問リハビリテーション、医療機関による介護予防通所リハビリテーション、 介護医療院サービス	100%
原爆被爆者援護法(一般疾病医療費の給付)	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護(食費及び居住費を除く)、介護予防訪問看護、介護予防訪問リ	100%

公費負担医療等	対象サービス	負担割合
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(精神通院医療)	訪問看護、介護予防訪問看護	100%
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(更生医療)	訪問看護、医療機関による訪問リハビリテーション、医療機関による通所リハビリテーション、介護予防訪問看護、医療機関による介護予防訪問リハビリテーション、医療機関による介護予防通所リハビリテーション、 介護療養型医療施設(食費及び居住費を除く)	100%
原爆被爆者援護法(一般疾病医療費の給付)	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護(食費及び居住費を除く)、介護予防訪問看護、介護予防訪問リ	100%

<p>被爆体験者精神影響等調査研究事業</p>	<p>ハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護（食費及び居住費を除く。）、介護老人保健施設（食費及び居住費を除く。）、<u>介護医療院サービス</u></p>	<p>100%</p>	<p>ハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護（食費及び居住費を除く。）、介護老人保健施設（食費及び居住費を除く。）、<u>介護療養型医療施設（食費及び居住費を除く。）、</u></p>	<p>ハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護（食費及び居住費を除く。）、介護老人保健施設（食費及び居住費を除く。）、<u>介護療養型医療施設（食費及び居住費を除く。）、</u></p>
<p>被爆体験者精神影響等調査研究事業</p>	<p>訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護（食費及び居住費を除く。）、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防短期入所療養介護（食費及び居住費を除く。）、介護老人保健施設（食費及び居住費を除く。）、<u>介護医療院サービス</u></p>	<p>100%</p>	<p>訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護（食費及び居住費を除く。）、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防短期入所療養介護（食費及び居住費を除く。）、介護老人保健施設（食費及び居住費を除く。）、<u>介護療養型医療施設（食費及び居住費を除く。）、</u></p>	<p>訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護（食費及び居住費を除く。）、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防短期入所療養介護（食費及び居住費を除く。）、介護老人保健施設（食費及び居住費を除く。）、<u>介護療養型医療施設（食費及び居住費を除く。）、</u></p>
<p>難病の患者に対する医療等に関する法律（難病医療費助成）</p>	<p>訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、医療機関の介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導及び介護医療院サービス</p>	<p>100%</p>	<p>訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、医療機関の介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導及び介護療養施設サービス</p>	<p>訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、医療機関の介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導及び介護療養施設サービス</p>
<p>原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業</p>	<p>訪問介護、第1号訪問事業（従前の介護予防訪問介護に相当する事業のみ）</p>	<p>100%</p>	<p>訪問介護、第1号訪問事業（従前の介護予防訪問介護に相当する事業のみ）</p>	<p>訪問介護、第1号訪問事業（従前の介護予防訪問介護に相当する事業のみ）</p>
<p>原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業</p>	<p>通所介護、短期入所生活介護（食費及び居住費を除く。）、介護予防短期入所生活介護（食費及び居住費を除く。）、介護老人福祉施設（食費及び居住費を除く。）、地域密着型介護老人福祉施設（食費及び居住費を除く。）、第1号通所事業（従前の介護予防通所介護に相当する事業のみ）</p>	<p>100%</p>	<p>通所介護、短期入所生活介護（食費及び居住費を除く。）、介護予防短期入所生活介護（食費及び居住費を除く。）、介護老人福祉施設（食費及び居住費を除く。）、地域密着型介護老人福祉施設（食費及び居住費を除く。）、第1号通所事業（従前の介護予防通所介護に相当する事業のみ）</p>	<p>通所介護、短期入所生活介護（食費及び居住費を除く。）、介護予防短期入所生活介護（食費及び居住費を除く。）、介護老人福祉施設（食費及び居住費を除く。）、地域密着型介護老人福祉施設（食費及び居住費を除く。）、第1号通所事業（従前の介護予防通所介護に相当する事業のみ）</p>

ウ～エ（略）
(4)～(9)（略）
3～6（略）
第6～第9（略）
附則（略）

（様式第1号）

ウ～エ（略）
(4)～(9)（略）
3～6（略）
第6～第9（略）
附則（略）

（様式第1号）

(様式第 2 号)
(様式第 3 号)
(様式第 4 号の 1)
(様式第 4 号の 2)
(様式第 5 号)
(様式第 6 号)

(様式第 2 号)
(様式第 3 号)
(様式第 4 号の 1)
(様式第 4 号の 2)
(様式第 5 号)
(様式第 6 号)

公費負担番号		有効期間	日から	日まで
受給者番号		単独・併用別	単独・併用	
保険者番号		被保険者番号		
(フリガナ)		生年月日		性別
氏名		1. 明・2. 大・3. 昭 年 月 日 生		1. 男 2. 女
要介護状態等区分	基本チェックリスト該当・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5			
認定有効期間	平成	年	月	日まで
居住地				
指定介護事業者・指定介護予防支援事業者・地域包括支援センター名	事業所番号			
指定介護機関名	事業所番号			
居宅介護予防・日常生活支援	訪問介護	居宅介護支援 介護予防・福祉相談		
	訪問入浴介護	施設介護		
	福祉用具貸与	居宅介護支援 介護予防支援 介護予防・福祉相談		
	訪問看護	本人支払額		
訪問リハ	円			
通所リハ	円			
居宅療養管理指導	円			
短期入所生活介護	円			
短期入所療養介護	円			
認知症対応型共同生活介護	円			
特定施設入居者生活介護	円			
定額巡回・随時対応型訪問介護看護	円			
夜間対応型訪問介護	円			
地域密着型通所介護	円			
認知症対応型通所介護	円			
小規模多機能型居宅介護	円			
地域密着型特定施設入居者生活介護	円			
地区担当員名	取扱担当員名			福祉事務所長 印
備考	介護の保険の他			ありなし
備考	この用紙は、A列4番白色紙黒色刷りとすること。			

公費負担番号		有効期間	日から	日まで
受給者番号		単独・併用別	単独・併用	
保険者番号		被保険者番号		
(フリガナ)		生年月日		性別
氏名		1. 明・2. 大・3. 昭 年 月 日 生		1. 男 2. 女
要介護状態等区分	基本チェックリスト該当・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5			
認定有効期間	平成	年	月	日まで
居住地				
指定介護事業者・指定介護予防支援事業者・地域包括支援センター名	事業所番号			
指定介護機関名	事業所番号			
居宅介護予防・日常生活支援	訪問介護	居宅介護支援 介護予防・福祉相談		
	訪問入浴介護	施設介護		
	福祉用具貸与	居宅介護支援 介護予防支援 介護予防・福祉相談		
	訪問看護	本人支払額		
訪問リハ	円			
通所リハ	円			
居宅療養管理指導	円			
短期入所生活介護	円			
短期入所療養介護	円			
認知症対応型共同生活介護	円			
特定施設入居者生活介護	円			
定額巡回・随時対応型訪問介護看護	円			
夜間対応型訪問介護	円			
地域密着型通所介護	円			
認知症対応型通所介護	円			
小規模多機能型居宅介護	円			
地域密着型特定施設入居者生活介護	円			
地区担当員名	取扱担当員名			福祉事務所長 印
備考	介護の保険の他			ありなし
備考	この用紙は、A列4番白色紙黒色刷りとすること。			

8. 生活保護法の規定により国保連に対し介護報酬の支払等について委託する場合における被保護者異動連絡票及び被保護者異動訂正連絡票に係る記載要領について

(平成 12 年 4 月 28 日社援保第 27 号厚生省社会・援護局保護課長通知)【改正案】

9. 生活保護法による介護扶助の運営要領に関する疑義について

(平成 13 年 3 月 29 日社援保発第 22 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)【改正案】

改正後

第1 (略)

第2 (略)

第3

問1 2～問2 3 (略)

問2 3-2

新高額障害福祉サービス等給付費の対象として生活保護世帯も含まれるが、当該給付費は、償還払いの形式により給付されるものである。このため、被保護者へ償還払いがされるまでの間の介護費について、介護扶助による給付を行った場合、当該新高額障害福祉サービス等給付費に関する福祉事務所の対応について教示されたい。

(答)

新高額障害福祉サービス等給付費が被保護者へ償還払いで支払われた場合、福祉事務所は被保護者に対して、償還払いが行われた後、生活保護法第63条の規定に基づいて返還させることとなる。

なお、当該被保護者に対して、新高額障害福祉サービス等給付費の福祉事務所による代理申請及び代理受領の実施について十分な説明を行い、同意を得、委任状を徴取することを条件として、福祉事務所が障害福祉担当部局より直接当該給付費を受領することが可能である。

第4 (略)

改正前

第1 (略)

第2 (略)

第3

問1 2～問2 3 (略)

第4 (略)

10. 医療扶助における長期外来患者の実態把握について

(昭和 46 年 4 月 1 日社保第 59 号厚生省社会局課長通知)【改正案】

○「医療扶助における長期外来患者の実態把握について」（昭和46年4月1日厚生省社会局保護課長通知 社保第59号）

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>長期外来患者実態把握実施要領</p> <p>1～4 略</p> <p>5 結果の報告 (1) 福祉事務所長は、<u>都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）本庁（以下「本庁」という。）</u>より、<u>別途依頼があった場合に台帳に登載されたものの状況を別紙様式2により本庁に情報提供願いたいこと。</u> (2) 本庁は、<u>厚生労働省社会・援護局保護課より別途依頼があった場合に（1）の結果をとりまとめ、別紙様式2により厚生労働省社会・援護局保護課あて情報提供願いたいこと。</u></p> <p>6 福祉事務所に対する指導等 本庁は、<u>必要に応じて</u>、管内福祉事務所の指導監査時等において、台帳の状況、指導及び措置結果等について確認するとともに、適切な指導及び援助を行うこと。</p>	<p>別紙</p> <p>長期外来患者実態把握実施要領</p> <p>1～4 略</p> <p>5 結果の報告 (1) 福祉事務所長は、<u>毎年3月31日現在における台帳に登載されたものの状況を別紙様式2により都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）本庁生活保護主管課（以下「本庁」という。）</u>に情報提供願いたいこと。 (2) 本庁は、(1)の結果をとりまとめ、別紙様式2により<u>毎年4月30日までに本庁</u>あて情報提供願いたいこと。</p> <p>6 福祉事務所に対する指導等 本庁は、管内福祉事務所の指導監査時等において、台帳の状況、指導及び措置結果等について確認するとともに、適切な指導及び援助を行うこと。</p>

11. 180日を超えて入院している患者の取扱いについて
(平成14年3月27日社援発第0327028号厚生労働省社会・援護局長通知)【改正案】

改正後

改正前

(別紙)

対象病棟に180日を超えて入院している患者に対する医療扶助の取扱い

1～2 (略)

3 報告

- (1) 都道府県市本庁への情報提供
 福祉事務所長は、都道府県（指定都市及び中核市含む。）本庁（以下「本庁」という。）より別紙5に別紙2の写しを添付して本庁あて情報提供すること。

- (2) 厚生労働省への情報提供
 本庁は、厚生労働省社会・援護局保護課より別途依頼があった場合に上記の結果をとりまとめ、別途定める様式により、厚生労働省社会・援護局保護課あて情報提供すること。

4 本庁の福祉事務所に対する指導監査

本庁は、必要に応じて、福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査において、当該給付の状況を確認するとともに、適切な指導及び援助を行うこと。

削除

(別紙)

対象病棟に180日を超えて入院している患者に対する医療扶助の取扱い

1～2 (略)

3 報告

- (1) 都道府県市本庁への情報提供
 福祉事務所長は、毎年4月末日までに前年度における例外的給付の状況を別紙4及び別紙5に別紙2の写しを添付して都道府県（指定都市及び中核市含む。）本庁（以下「本庁」という。）あて情報提供すること。

- (2) 厚生労働省への情報提供
 本庁は、上記の結果をとりまとめ、別紙6により毎年5月15日までに、厚生労働省社会・援護局保護課あて情報提供すること。

4 本庁の福祉事務所に対する指導監査

本庁は、福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査において、当該給付の状況を確認するとともに、適切な指導及び援助を行うこと。

別紙6

12. 指定医療機関等の取消に関する情報について
(平成 30 年○月○日厚生労働省社会・援護局
保護課医療係長事務連絡)【案】

(案)

事 務 連 絡
平成 30 年〇月〇日

都道府県
各 指定都市 生活保護担当課医療扶助・介護扶助担当係 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課医療係

指定医療機関等の取消に関する情報について

平素より、生活保護行政の推進につき格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、生活保護法(以下「法」という。)に基づく指定医療機関、介護機関、施術機関及び助産機関の指定の取消については、法第 55 条の 3 に基づき、厚生労働大臣又は都道府県知事はその旨を告示しなければならないとしておりますが、各自治体においては、他の自治体における指定の取消状況等について、必ずしもすべてを把握できないため、医療機関に対する委託事務などの円滑な処理に支障をきたしているとの意見もごございます。

このため、各自治体において指定の取消を行った場合は、速やかに別添に記載いただき、当係あて、情報提供いただきますようお願いいたします。

なお、情報提供いただいた内容につきましては、その都度、各自治体と情報共有させていただく予定です。

【担当】

厚生労働省社会・援護局

保護課医療係

TEL : 03-5253-1111 (内線 2829)

MAIL : hogo-iryuu@mhlw.go.jp

指定医療機関等の指定取消の状況

種別	年月日	施設等の名称	施設等の所在地	備考
医療	2018年〇月〇日	〇〇医療院	〇〇県〇〇市〇〇	
介護				
施術				
助産				

【留意事項】

- ・本表は指定の取消を行った医療機関、介護機関、施術機関及び助産機関について記入すること。
- ・年月日の欄には、告示の効力が発生する年月日を記載すること。
- ・助産師又は施術者にあつては、指定の内容に合わせて、「施設等の名称」欄にその氏名、「施設等の所在地」にその住所を記載すること。